

令和元年度 宮城県森林審議会第5回森林保全部会 議事録

日時 令和2年3月10日（火）

午前10時30分から正午まで

場所 行政庁舎11階 第二会議室

配付資料

資料1

「アマテラス・ソーラー合同会社が行う太陽光発電所の建設」に係る林地開発について

1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者（構成委員5名中4名出席）が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。なお、進藤委員については所要により欠席。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

また、傍聴者は「傍聴要領」に従って、会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ（川村部会長）

川村でございます。

本日は、本年度5回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は、太陽光発電にかかるとる案件1件が諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：どうもありがとうございます。今後の予定についてご説明します。

本日は、太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が1件ございます。

このあとすぐ、審議事項（1）の「アマテラス・ソーラー合同会社が行う太陽光発電所の建設」に係る案件を御審議いただきます。その後（2）「その他」を挟みまして、終了時刻は正午頃を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

はじめに、本日の議事録署名員を、大山委員と丸尾委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(両委員了解)

ありがとうございます。それでは、諮問案件である(1)「アマテラス・ソーラー合同会社が行う太陽光発電所の建設」に係る林地開発について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：(資料に従い、申請内容及び審査状況について説明)

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

大山委員：可能であれば配慮していただきたい事項なのですが、造成森林について、面積は基準上問題無いとのことでしたが、面積だけでなく質についても検討していただきたいと思えます。当該地域の生物多様性に配慮した緑化・植栽を行っていただきたいと思えます。

川村部会長：造成森林の樹種については、どのようなものを検討されているのでしょうか。

申請者：樹種につきましては、現地の在来種を選定して植栽を行いたいと考えております。現在はイヌシデ、ヤマハンノキ、法面につきましては、マンサク、ヤマボウシが候補となっております。

大山委員：できるだけ地域の植生に配慮していただきたいと思えますが、マンサクはおそらくマルバマンサクではないでしょうか。そういった部分も考慮して樹種を選定していただきたいと思えます。

申請者：はい。

川村部会長：他にございませんか。

佐藤委員：それでは2、3点質問をさせていただきます。

事務局から許可基準はすべて満たしているという説明がありましたが、20年という長期間、広大な面積の土地を借りて事業を行うということですので、後に土地所有者といさかいになってしまうことは避けなければなりません。そこで確認なのですが、土地所有者である深谷牧野農業協同組合の組合員はどのくらいの人数となるのでしょうか。

申請者：約250世帯です。

佐藤委員：今回事業の同意にあたっては、組合の総会が開かれ、決定されたものと理解してよろしいでしょうか。

申請者：そのとおりでございます。

佐藤委員：もう1点質問させてください。

環境影響評価書の要約版において、営農型太陽光発電設備の設置を計画しているとの記載があり、とても画期的であると思いました。営農型とは具体的にどのように行うのでしょうか。

事業者：申し訳ありません。

環境アセスメントの評価書の段階においては、農地を利用するという計画でした。しかし、農地法の許認可協議の問題があり、なにより牧草地にパネルを設置することによる景観上の問題を地域の方から御指摘いただきました。そういった諸問題を考慮いたしまして、営農型太陽光発電は計画を途中で断念しております。

佐藤委員：わかりました。

工事の内容について、切土・盛土部分には種子吹付を行うという計画ですが、ワラ付張芝等他にも様々な工法があるかと思われまます。その中で種子吹付を選択したということは、この工法が効果的だということなのでしょうか。

申請者：造成法面につきましては、切土・盛土法面ともに整形後すぐ種子吹付により緑化する計画となっております。

御指摘がありましたとおり工法は様々ありますが、現地の地質によって活着の状態に差が出てきます。県自然保護課からは造成後すぐに緑化をするようにと指導いただいておりますので、その指導に対応できるよう、最も活着が見込めるであろう工法として「種子吹付」を選択いたしました。

種子吹付の樹種といたしましては、今のところ、ヨモギ、メドハギ、イタドリの三種混合を使用したいと考えておりますが、この工法で活着があまり良くないという場合は、厚層基材吹付を行う等一段上の工法を行い、早期緑化を目指す計画を考えております。

佐藤委員：造成森林について、極めて丁寧な植栽計画となっているようですので、是非遵守していただきたいと思います。

申請者：承知いたしました。

川村部会長：他にございませんか。

丸尾委員：第8工区と第9工区を事業区域に加えている理由を教えてください。

8・9工区で事業区域全体の残置森林の20パーセント程度を占めているようですが、この2工区を加えることで、事業区域全体の残置森林が多いと見せかけているように感じています。そういった疑念を払拭する説明をお願いいたします。

申請者：説明させていただきます。

9工区には変電所を設置する計画となっております。その変電所に発電した電気を送ることとなりますが、当初は事業区域に接する国道に送電ケーブルを埋設する計画でした。しかし協議がうまくいかなかったため、現在のとおりに送電ケーブルが山林内を横断し、変電所に繋がるという計画となりました。

変電所の用地につきましては、東北電力の送電系統が9工区周辺にあり、そこに接続するためにはこの場所に変電所を設置することという条件となりましたので、こういった計画となりました。残置森林を増やすためにあえて工区を追加したということでは決してありません。

丸尾委員：17・18ページ「3 排水施設」において、たくさんの数字の羅列があるのですが、これは何を表しているのでしょうか。

申請者：災害防止対策のうち、排水施設の種類・規格をすべて記載しております。

事務局：補足いたします。(B×H)との記載がありますが、Bは「幅」を、Hは「深さ」を意味しております。排水フリームであれば最小で幅30センチ、深さ30センチの規格のものを、最大で幅1メートル60センチ、深さ1メートル70センチの規格のものを使用するという読み取ることができます。

丸尾委員：わかりました。

次に21ページ「5 施設の維持管理」について、「別紙管理規則により施設の巡視点検管理を行う。」との記載がありますが、その別紙管理規定が添付されていなかったため、管理規定の内容を教えてください。

事務局：今回の資料には添付しておりませんでしたので、申請者から説明いたします。

申請者：お答えいたします。

本事業の発電規模ですと、常駐で管理する者を現地に置かなくてはならない決まりとなっております。経済産業省に提出する「電気施設の保安管理規定」に則り、管理者は防災施設と電気施設の保安を司ることとなります。

丸尾委員：是非管理者を常駐させ、災害発生時には早急に対応していただきたいと思います。

最後に細かいところですが、23ページ「3 騒音・振動対策」中に「騒音が伴う作業については標準の時間内にとどめるよう配慮する」との記載があります。この一文は、騒音が伴わない作業は標準の時間外にも行う、と読むことができるのですが、そういった想定があってこの文言となったのでしょうか。上段に工事稼働時間が記載されていますが、すべての工事はこの時間内に収まらないということでしょうか。

申請者：基本的にすべての工事は記載の工事稼働時間に収まる計画となっております。

緊急工事等やむを得ない場合は時間外に行う可能性もありますが、この時間外に工事を行う計画はありません。

丸尾委員：この一文からはそう読み取ることはできないように思います。

川村部会長：この部分の表現につきましては、後程事務局と調整してください。

事務局：わかりました。

川村部会長：私から何点か質問させてください。

16ページ下土工関係について、不足土が発生するとあり、購入土で対応するとのことですが、土を購入する土取場は決定しているのでしょうか。

申請者：まだ決定しておりません。

川村部会長：土取場を新設する場合には別途伐採届や、1ヘクタールを超える場合には林地開発許可が必要となります。そういった法手続は怠ることのないようお願いいたします。

申請者：承知いたしました。

川村部会長：次に24ページ「6 自然環境調査」の記載があります。最近は環境アセスメントに該当するような大規模な林地開発許可の申請は出ておりませんでしたので、確認をしたいと思います。

環境アセスメントは自然保護課と同じ環境生活部が所管していると思われませんが、その手続きの流れについて説明してください。

事務局：環境アセスメントにつきましては最初に「方法書」を作成します。その方法書について地域住民に対し説明会を行い、意見を取りまとめます。同時に技術審議会を開催し、すべてを反映させた上で環境影響評価の実施方法を決定します。

次に、決定した方法に沿って調査を行い「準備書」を作成します。作成後は同様に説明会や技術審議会等を経て最後に「評価書」を作成します。

今回事前にお配りしている環境影響評価書の要約版は準備書段階で出た意見を反映させて作成されたものとなります。その評価書の収受は令和元年10月3日となっております。

川村部会長：他法令の手続きとして、防災調整池は県河川課からの回答が、市町村長からは意見書がそれぞれ添付されていましたが、評価書の収受に関する書類が添付されていませんでしたので、そういった書類があれば後程追加しておいてください。

事務局：環境アセスメントを所管しております県環境対策課より、評価書を受け取っております。

川村部会長：わかりました。

この環境影響評価書要約版を見ますと、林地開発許可申請と比べて事業区域に差違があります。林地開発許可申請における事業区域の方が約100ヘクタールほど減少しているようですが、これは先程佐藤委員からの質問の回答にありましてとおり、草地を事業区域から外したからであると思われまして。事業計画の変更に伴い、環境影響評価の内容について変更の必要はないのでしょうか。規模が縮小されたということで、その必要はないと判断されたということなのでしょうか。

申請者：おっしゃるとおりでございます。事業区域が縮小したことについて環境アセスメント担当課に確認したところ、縮小するのであればこのまま進めても構わないとの返答をいただきましたので、環境影響評価書と林地開発許可申請に差違ができてしまっている形となっております。

川村部会長：わかりました。

24ページに20年後の取り扱いについての記載があり、売電終了後は電気設備を撤去し、植栽を行うとなっております。この撤去費用及び植栽費用はどの程度を見込んでいるのでしょうか。

申請者：撤去費用につきましては、全体事業費の5パーセントを見込んでおります。植栽費用

につきましてもその5パーセントの中に含まれるものと考えております。

川村部会長：具体的に言いますと、売電収入の中から捻出するものと思われませんが、これは積み立て等の手段を用いて行うということですね。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：それから電気設備撤去後の植栽についてですが、樹種は決定しているのでしょうか。

申請者：樹種はまだ決定しておりません。

固定買取制度は20年ではありますが、我々としてはその先を見据えて事業を継続したいと考えております。太陽光発電事業を継続しない場合であっても跡地利用について、植栽以外の可能性も地権者様との協議を行いつつ、探っていきたいと考えております。

川村部会長：そうしますと、この部分の記載内容は変わってくるのではないのでしょうか。

我々は申請書に記載されている内容で審査を行いますので、事業を継続する意思があるのならばその旨を記載してください。

申請者：御指摘のとおり内容を改めさせていただきたいと思えます。

川村部会長：わかりました。

そうであれば、20年後にどのような取り扱いをするか決定し、申請者と事務局とで事業計画書の表現を検討してください。

事務局：わかりました。

申請者：すみません。先程の発言を訂正させてください。

20年後の跡地利用について、地権者様からそういった要望がありましたが、我々の計画は事業計画書に記載のとおり、電気設備を撤去し植林を行うということで御審議いただきたいと思えます。

川村部会長：それでは今の説明を前提として答申内容を検討したいと思えます。

申請者：お願いいたします。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので、質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「アマテラス・ソーラー合同会社が行う太陽光発電所の建設」に係る林地開発許可申請につきまして、「許可をすることに特に問題はない。」なお、留意事項として「但し、事業完了後は確実に森林に復元するように努めること」を附して答申することに異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

以上で（１）の審議事項が終了しましたので、申請者の皆様にはここで退出をお願いします。

次に（２）その他ですが、何かございますか。

【非公開部分】

川村部会長：では事務局からありませんか。

事務局：（前回の森林保全部会における質問事項に対する回答について説明）

①ヤマハンノキについて

②宮城県内におけるFIT認定取得事業の稼働率について

川村部会長：他にございませんか。

全委員：なし。

川村部会長：ないようですので、本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の森林保全部会の一切を終

了いたします。ありがとうございました。